第５章

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

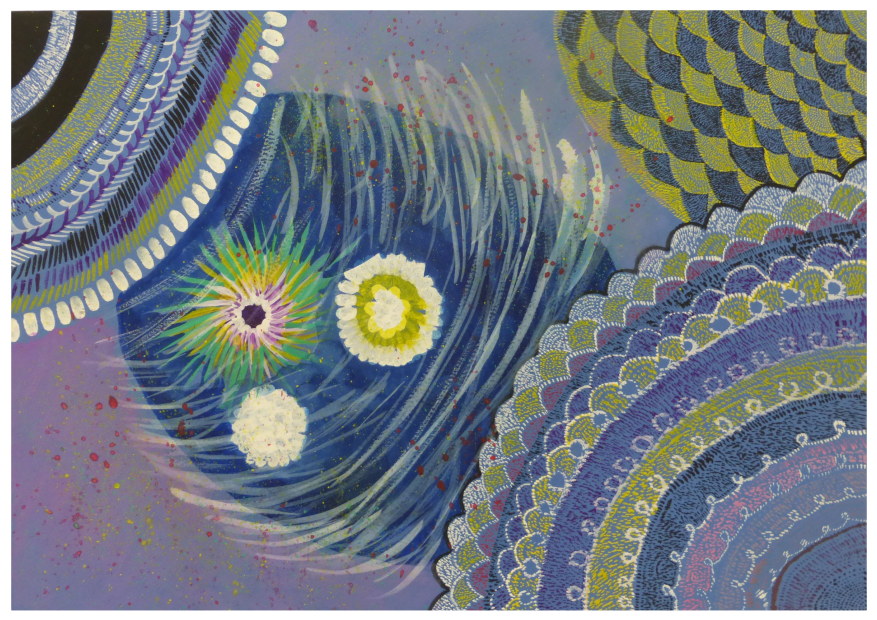

「はじまり」

第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等

1 適切なアセスメントの実施

(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則※1」に則った処遇を実施するため、2012年度（平成24年度）から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」（以下「Gツール」という。）（**資5-66-1**参照）の開発を進めており、2017年（平成29年）11月からGツールのうち一部の機能によって得られる結果や情報を処遇決定の参考とする運用を開始している。現段階におけるGツールは、原則として、受刑者の入所時等に実施する刑執行開始時調査において犯罪傾向の進度を判定する全受刑者を対象としており、これまでの受刑回数や犯罪の内容など、主に処遇によって変化しない要因（静的リスク要因）から、出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。Gツールの実施結果については、犯罪傾向の進度の判定や各種改善指導プログラム（【施策番号83】（P93）参照）の対象者の選定の際の基礎資料として活用している。

少年鑑別所において、2013年度（平成25年度）から法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA」という。）（**資5-66-2**参照）の運用を開始し、MJCAを用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所などの関係機関へと引き継ぐことができる体制を構築した。2015年度（平成27年度）からは、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））の運用を開始した。

また、2014年度（平成26年度）から、少年院在院者のうち薬物非行を防止するための指導等、特定のプログラムを受講する在院者には、原則として、処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察などによって、少年院における教育や指導などに必要な情報を得たり、その変化を把握したりして、少年院送致後の処遇による変化等を把握・分析し、その後の処遇指針を提案している。その他、2015年の少年院法施行後、少年院在院者を、1週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施しており、少年院在院者に対するアセスメントの充実を図っている。さらに、2015年の少年鑑別所法施行後、児童自立支援施設※2や児童養護施設※3の求めによりアセスメントを実施することができるようになるなど、これら新たな制度を活用して、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（CFP：Case Formulation for Probation）（**資5-66-3**参照）を開発し、2018年度（平成30年度）から試行している。本アセスメントツールは、保護観察対象者の特性等の情報について、再犯を誘発する要因に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。今後は、保護観察所における実践事例の分析を重ね、刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するよう改良していくこととしている。

※1 RNR原則
リスク原則（Risk）、ニーズ原則（Needs）、レスポンシビティ原則（Responsivity）から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、改善が可能な部分について、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。

※2 児童自立支援施設
非行問題を始めとした子供の行動上の問題や、家庭環境などの理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。

※3 児童養護施設
保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。

資5-66-1　受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

Gツールの概要・構成

※Gは「General」（一般の）の頭文字

【概要】
- 受刑者の再犯の可能性等を客観的，定量的に把握することを目的に開発
- 実施結果は，犯罪傾向の進度の判定及び処遇要領の策定等の際の基礎資料等として活用
- 受刑者の特性に応じた指導，支援の実施をより一層強化

【調査項目の構成】

男子受刑者版　（6領域，18項目）

1　本件	2　前歴	3　家族・パートナー
4　地域	5　学歴・仕事	6　飲酒

女子受刑者版　（6領域，16項目）

1　本件	2　前歴	3　家族・パートナー
4　学歴・仕事	5　精神障害	6　飲酒

Gツールの実施・結果の活用

【実施要領】
- ✓ 対象者‥原則として，刑事施設に収容された全受刑者
- ✓ 実施時期‥原則として，確定施設等（男子）・処遇施設（女子）における刑執行開始時調査時
- ✓ 実施及び解釈上の留意点‥実施手引に従い，他の情報と合わせ総合的に実施

【結果の活用】
- ✓ 犯罪傾向の進度の判定
- ✓ 処遇要領における矯正処遇の目標，内容等の設定
- ✓ 特定の改善指導プログラム（R1，アルコール，暴力）の対象者等の選定

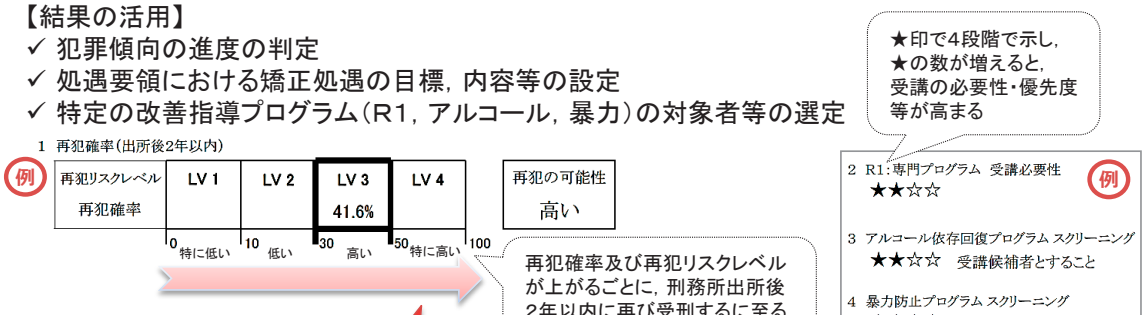

【運用】

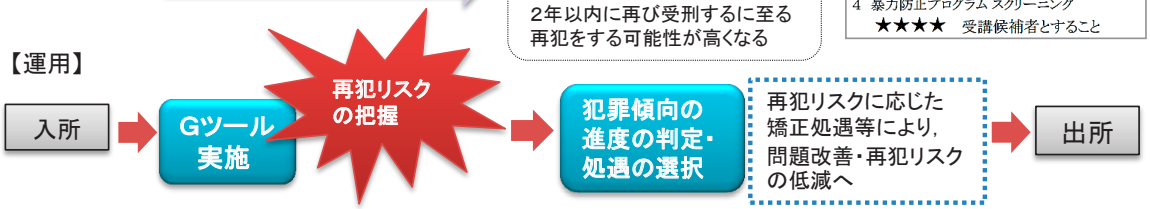

開発の経緯・今後の開発予定

開発の背景・経緯

平成24年7月20日策定
「再犯防止に向けた総合対策」
（犯罪対策閣僚会議）

“再犯リスクの高い者を適切に把握すること”
が再犯防止対策の課題として定められた。

Gツール開発へ

H24	海外の動向調査
H25	試行版作成 調査デザイン立案
H26	本試行，遡及調査実施
H27	出所前調査実施
H28	Gツール習熟試行
H29	Gツール運用開始 （静的リスク項目中心）

今後の開発予定

※動的リスク等も含む改訂版を開発中

出典：法務省資料による。

資5-66-2　法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要

法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要

開発経緯

◆ 背　景

◇日本：これまで再非行の可能性や教育上の必要性の把握に特化した統一的な手法は設けられていない。

◇欧米等：再非行の可能性等を把握するいわゆる「リスク・ニーズアセスメントツール」の開発・活用が進められている。

新たな調査方式を導入することにより，鑑別業務の充実・鑑別水準の向上に寄与

◆ 開発経過

H20	H21	H22	H23	H24	H25～
・諸外国の動向に関する調査 ・試作版の作成	・試作版の実施 ・暫定版の作成	・暫定版の実施 ・評定者間一致等の検証	・暫定版対象者の再入状況調査（観察期間約1年） ・パイロット版の作成	・パイロット版の実施 ・暫定版対象者の再入状況調査（観察期間約2年） ・アセスメントツール完成	・運用開始 ・継続的なデータ蓄積

アセスメントツールの概要

◆ 位置付け

・再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するための鑑別実施上の支援アセスメントツール
・実務の観点も踏まえた，統計的な妥当性，信頼性の検証を経たアセスメントツール

◆ 構　成

面接や鑑別資料等に基づいた心理技官による評定

静的領域 ５領域　２４項目	動的領域 ４領域　２８項目
教育等によって変化しない領域	教育等によって変化し得る領域
1　生育環境	1　保護者との関係性
2　学校適応	2　社会適応力
3　問題行動歴	3　自己統制力
4　非行・保護歴	4　逸脱親和性
5　本件態様	

◆ 結　果

・プロフィール表示・・各領域ごとの問題性の大きさをグラフで表示
・区分表示・・・・・・・・再非行の可能性及び教育上の必要性の高さを区分で表示
・所見・・・・・・・・・・・・鑑別担当者が，処遇目標等について分かりやすく記載

プロフィール（例）

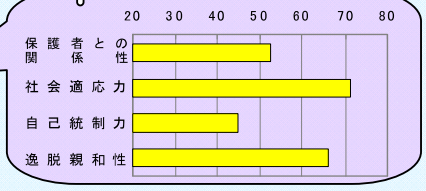

運用

収容鑑別における活用

鑑別資料の一つとして活用

少年鑑別所

鑑別判定・処遇指針策定

・面接，行動観察
・各種心理テスト
・法務省式ケースアセスメントツール
・外部からの資料等
…

処遇機関への伝達

処遇機関における活用

少年院

保護観察所（2号）

保護観察所（1号）

教育上の必要性の把握

処遇・教育方針策定に活用

法務省式ケースアセスメントツールの再評定

残された課題及び処遇効果等の把握

処遇・教育方針の再検討に活用

出典：法務省資料による。

資5-66-3　Case Formulation for Probation（CFP）の概要

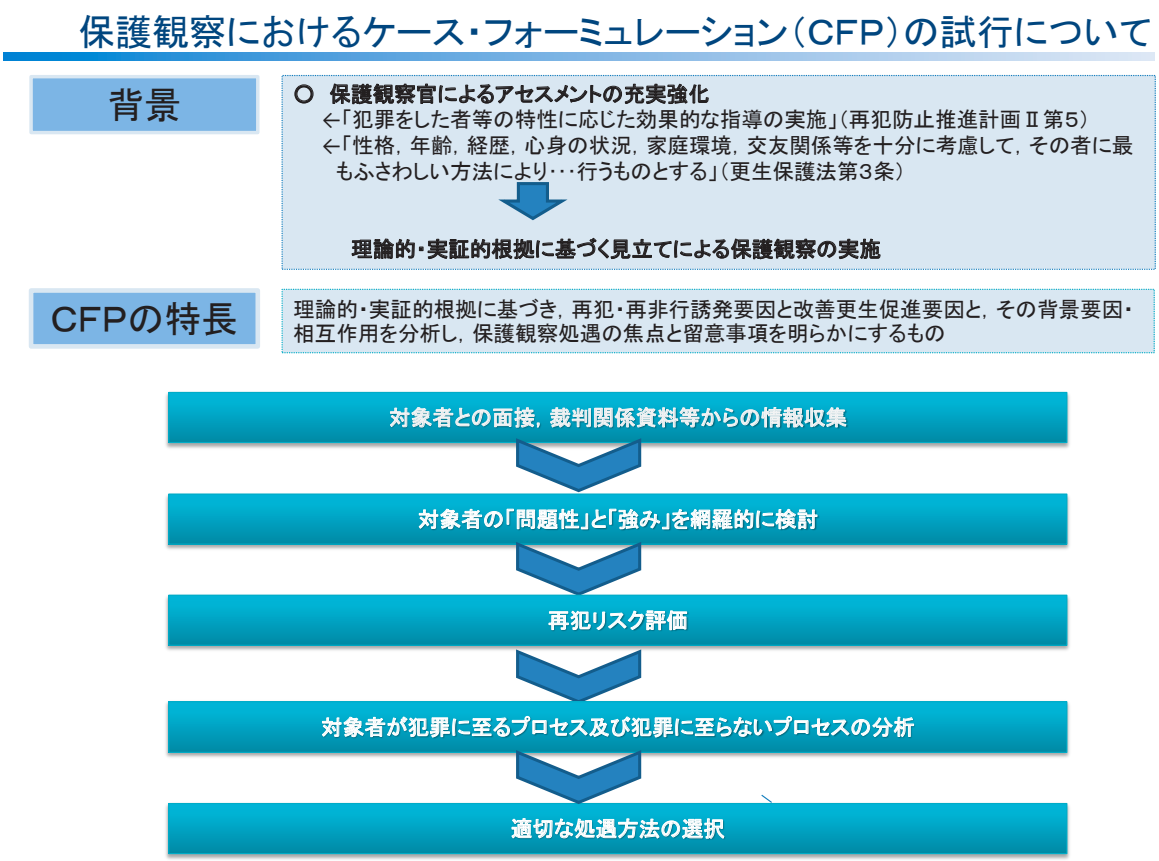

出典：法務省資料による。

（2）関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、更生支援計画書等の処遇に資する情報を活用するための取組（試行）を2018年度（平成30年度）から開始している。

更生支援計画書は、弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であるが、実刑が確定した場合や、保護観察付執行猶予となった場合などにおいても、処遇上有用な情報が含まれ得るものと考えられる。そのため、一部の刑事施設及び保護観察所において、弁護人から更生支援計画書の提供を受け、処遇協議を実施するなどして処遇に活用する試行を行っている。今後は、受刑者等に対する社会復帰支援の実施において、更生支援計画書の活用の有用性等を検討することとしている。

また、少年院や保護観察所において、少年を処遇するに当たっては、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所などの福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

2　性犯罪者・性非行少年に対する指導等

（1）性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号１、２】**資2-2-1**（P15）参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（**資5-68-1**参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしており、2018年度（平成30年度）の受講開始人員は797人であっ

た。

同指導は、海外で効果が実証されているプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定したものであり、2012年度（平成24年度）に実施した効果検証の結果では、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が7.7ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められている。また、同指導の再犯抑止効果を着実に高めていくため、効果検証の結果を踏まえつつ、刑期が短いことなどにより同指導に必要な期間を確保することができない受刑者に対応した新たなプログラムとして、2015年度（平成27年度）から集中プログラム※4を開始している。さらに、受刑者が性犯罪に及ぶ要因は多様かつ複雑であることから、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実化、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

少年院において、強制性交等、強制わいせつや痴漢といった性犯罪を始め、例えば、下着の窃盗など、性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導を実施しており、2018年は、188人が修了している。また、男子少年院2庁において、特に重点的かつ集中的な指導を実施しており、2018年度は、28人が同指導を修了している。さらに、2017年（平成29年）には、新たに知的能力に制約のある対象者向けの指導プログラムを策定し、性非行防止指導体制の整備を図った。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所において、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラム（**資5-68-2**参照）を実施し、その問題性を改善するための処遇の適切な実施を図っている。

同プログラムは、刑事施設における性犯罪再犯防止指導と同様に、認知行動療法に基づき、海外のプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定されている。2012年度に実施した効果検証の結果では、性犯罪について、刑事施設からの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のいずれについても、プログラム受講群の方が非受講群よりも再犯率が低いことが示されている（仮釈放者は6.1ポイント、保護観察付執行猶予者は15.4ポイント低い。）。なお、2019年度（令和元年度）には、性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図るため、法律、心理学、医学等の有識者を構成員とする検討会を設置して、現行プログラムの改訂のための調査・検討を行うこととしている。

※4　集中プログラム
通常のプログラムの内容を凝縮した短期間のプログラムであり、刑期が短く、通常の実施期間を確保できない者を対象としている。

資5-68-1　性犯罪再犯防止指導の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

性犯罪再犯防止指導

■　指導の目標
　強制わいせつ，強制性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ，その改善を図るとともに，再犯しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者　性犯罪の要因となる認知の偏り，自己統制力の不足等がある者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
- 指導方法　グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし，必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
- 実施頻度等　１単元１００分，週１回又は２回，標準実施期間：４～９か月※

※　再犯リスク，問題性の程度，プログラムとの適合性等に応じて，高密度（９か月）・中密度（７か月）・低密度（４か月）のいずれかのプログラムを実施

《認知行動療法》
　問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方，とらえ方）の歪みに気付かせ，これを変化させること等によって，問題行動を改善させようとする方法

カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	・指導の構造，実施目的について理解させる。 ・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し，自己規制するよう方向付ける。 ・対象者の不安の軽減を図る。			
準備プログラム	グループワーク	・受講の心構えを養い，参加の動機付けを高めさせる。	必修	必修	―
本科					
第１科 自己統制	グループワーク 個別課題	・事件につながった要因について幅広く検討し，特定させる。 ・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。 ・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	必修	必修	必修 （凝縮版）
第２科 認知の歪みと変容方法	グループワーク 個別課題	・認知が行動に与える影響について理解させる。 ・偏った認知を修正し，適応的な思考スタイルを身に付けさせる。 ・認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。	必修	選択	―
第３科 対人関係と親密性	グループワーク 個別課題	・望ましい対人関係について理解させる。 ・対人関係に係る本人の問題性を改善させ，必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	―
第４科 感情統制	グループワーク 個別課題	・感情が行動に与える影響について理解させる。 ・感情統制の機制を理解させ，必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	―
第５科 共感と被害者理解	グループワーク 個別課題	・他者への共感性を高めさせる。 ・共感性の出現を促す。	必修	選択	―
メンテナンス	個別指導 グループワーク	・知識やスキルを復習させ，再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。 ・作成した自己統制計画の見直しをさせる。 ・社会内処遇への円滑な導入を図る。			

出典：法務省資料による。

資5-68-2　性犯罪者処遇プログラムの概要

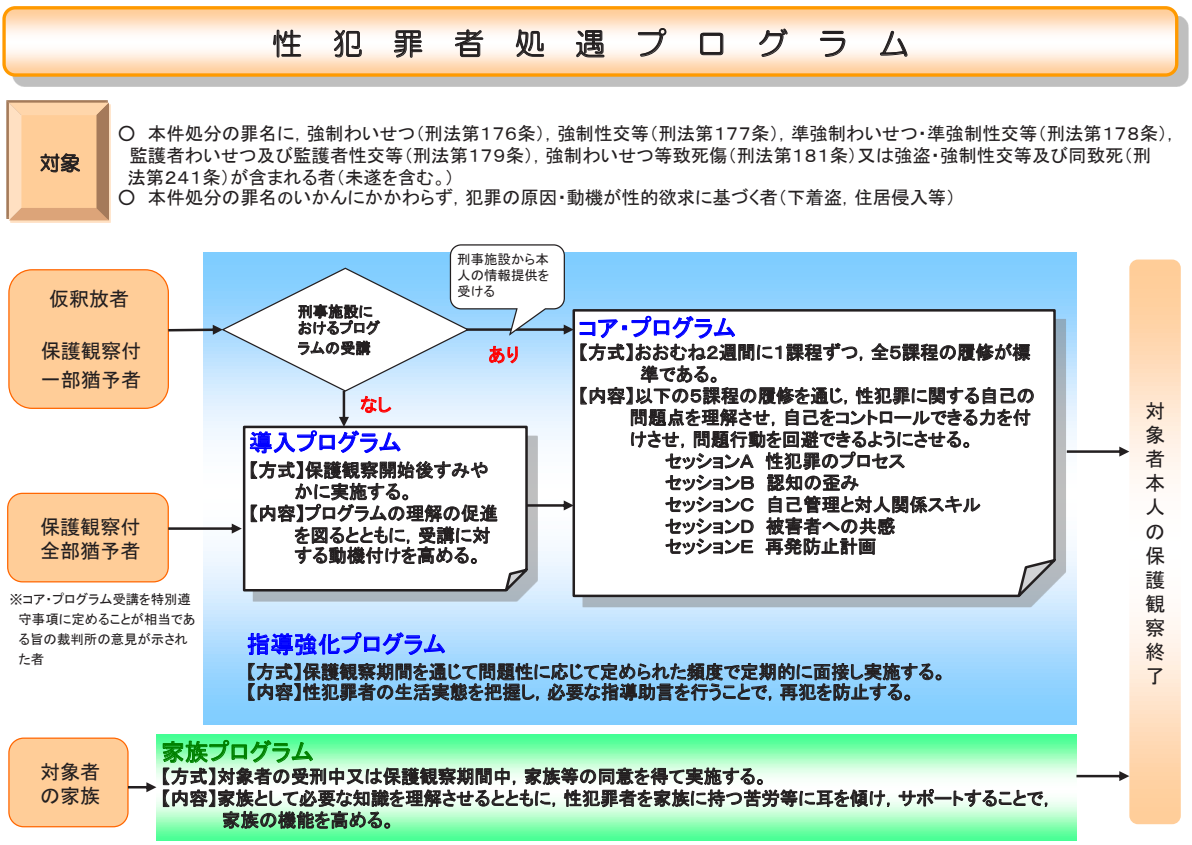

出典：法務省資料による。

(2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察は、13歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、当該出所者と連絡を取り、同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

3　ストーカー加害者に対する指導等

(1) 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察及び法務省は、2013年（平成25年）４月から、ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。

また、保護観察所において、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしており、遵守事項※5違反の事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施している。

※5　遵守事項
保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡しの取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

(2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

(3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省においては、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策、処遇等について調査研究を進めている。この中では、2014年（平成26年）に警察においてストーカー事案として相談等受理された経緯のある受刑者や保護観察対象者について、その実態の把握を進めており、その結果を踏まえ、効果的な処遇を実施するためのアセスメント方法等について検討を行うこととしている。

4　暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

(1) 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号１、２】**資2-2-1**（P15）参照）として暴力団離脱指導（**資5-73-1**参照）を実施し、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなどしている。2018年度（平成30年度）の受講開始人員は694人であった。

また、保護観察所において、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター※6及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等をしている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターにおいては、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている。

2018年中に、警察及び暴力追放運動推進センターが援護の措置等を行うことにより、約640人の者が暴力団から離脱した（**資5-73-2**参照）。

※6　暴力追放運動推進センター
暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。

資5-73-1　暴力団離脱指導の概要

地域社会とともに開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

暴力団離脱指導

■　指導の目標
　暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い，本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。

● 対象者　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員である者

● 指導者　・刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），関係機関（警察，都道府県暴力追放運動推進センター，職業安定所職員）等

● 指導方法　・講義，討議，個別面接，課題作文，視聴覚教材の視聴
・離脱意志の程度に応じた集団編成　等

● 実施頻度等　１単元５０分　９単元，標準実施期間：２～４か月

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。	講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ，自己の問題点について考えさせる。	討議，課題作文，面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより，金銭感覚がそれまでの生活と一転し，考え方も変化したことについて考えさせる。	課題作文，面接
周囲（家族，社会等）に与えた影響	家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	討議，課題作文，面接，役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ，暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	講義（警察関係者等），視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し，暴力団に加入していることによって，これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	講義，視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための，具体的な方法について考えさせる。	討議，課題作文，面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で，自分自身の対応について考えさせる。	講義（警察関係者等），討議，面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で，健全な職業観を身に付けさせ，出所後の就職への心構えをさせる。	講義（公共職業安定所職員等），課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ，出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	講義，討議，面接，課題作文

出典：法務省資料による。

資5-73-2　離脱者数の推移（概数）

（平成26年～30年）

年　次	離脱者数（概数）
平成26	490
27	600
28	640
29	640
30	640

注　警察庁調査による。
　離脱者数は、警察、暴追センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

(2) 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

5 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

(1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において、適正な処遇（資5-75-1参照）を展開するとともに、きめ細かい指導等を実施し、矯正教育の充実を図るため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている。2018年度（平成30年度）は、10庁で複数指導体制を実施している。

資5-75-1　少年院における処遇の概要

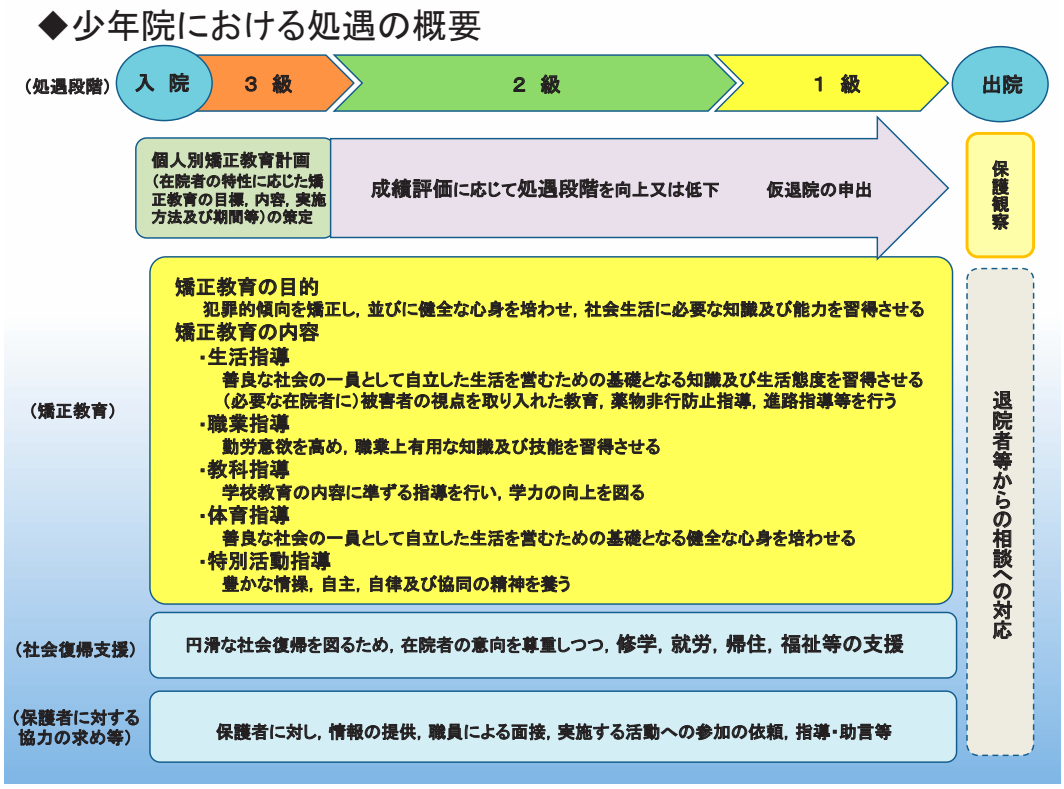

出典：法務省資料による。

(2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一堂に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化している。2018年度（平成30年度）は、全少年院において、合計213回の処遇ケース検討会が実施された。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。特に、児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼は増加しており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広く寄せられてい

る。2018年におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、1,545件であった。また、少年鑑別所が、所在する地域の警察と少年の立ち直り支援活動に関する協定書を結ぶなど、少年サポートセンターとの連携を強化している。

保護観察所において、児童福祉関係機関の支援を受けていたり、心身の障害を有しているなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要性に応じて関係機関との連携を行い、きめ細やかな支援等を実施している。

(3) 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所において、在所者に対する健全な育成のための支援として、その自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えており、その活動の実施に関しても、在所者の自主性を尊重しつつ、必要な助言及び援助を行っている。

(4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】**資4-60-1**（P70）参照）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（少年指導委員、少年補導員及び少年警察協助員）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動（**資5-78-1**参照）に取り組んでいる。この活動においては、個々の少年の状況に応じた指導・助言のほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることにより、少年の心の拠り所となる新たな「居場所」を作る社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

資5-78-1　少年の立ち直り・健全育成を支援する大学生ボランティアの活動の概要

出典：警察庁資料による。

(5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、保護者ハンドブック（**資5-79-1**参照）の提供や面接等を実施してきた。2015年（平成27年）からは、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している（【施策番号25】（P35）参照）。また、保護者による適切な監護が得られない場合にも、処遇ケース検討会（【施策番号76】（P85）参照）等の場において関係機関等と連携し、在院者の状況に応じた指導・支援を行っている。

保護観察所において、必要に応じて、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」（**資5-79-2**参照）の提供や、講習会、保護者会を実施しており、2018年度（平成30年度）の保護者会等の実施回数は52回であった。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、児童相談所等の関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活に向けた指導・支援を行っている。

資5-79-1　少年院における「保護者ハンドブック」

保護者ハンドブック

目　次

保護者の方々へ・・２
第１　「生活の様子」について
１　一日の生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　基本的な生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　面会･通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
４　保護者会等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
５　懲戒等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
６　救済の申出等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第２　教育の仕組みと教育活動
１　教育の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２　成績と進級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３　矯正教育の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

第３　社会復帰支援
１　修学・就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
２　医療等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３　外出・外泊について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

第４　出院について
１　入院から出院までの流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２　生活環境の調整上の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
３　保護観察について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
４　収容継続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
５　出院後の相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

第５　その他
１　視察委員会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
２　国民年金制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

巻末資料
・差入れ，自弁購入できる品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
・面会・手紙の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
・保護者会等，職員との面談の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

1

出典：法務省資料による。

資5-79-2　保護観察所における「保護者のためのハンドブック」

目　次

●はじめに…… 1
❶親子のコミュニケーションの課題…… 2
❷子どもを理解するためのコツ…… 3
1)子どもの欲求と反応の理解…… 4
2)関係を切れさせてしまう対応…… 7
3)適切な話合いの進め方…… 8
❸4コマでの事例
1)携帯にこだわる子…… 10
2)プチ家出の子…… 12
3)昔の仲間に悩む子…… 14
4)仕事(学校)を休んだ子…… 16
❹親業(おやぎょう)訓練とは…… 18
●子ども・若者支援に関わる諸機関等…… 21

出典：法務省資料による。
保護者のためのハンドブックは、教育学の専門家の協力を得て、子供の非行や問題行動に悩んでいる保護者にとって参考となるよう子供とのコミュニケーションの取り方などを解説している。これを保護観察の開始時に保護者に交付し、必要に応じて内容の説明や助言をするなどして、親子関係を改善することを目的として活用している。

(6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方については、2017年（平成29年）２月から、法制審議会において、調査審議が行われている。法務省においては、法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講ずることとしている。

6　女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、刑事施設において、女子受刑者特有の問題に対処するため、2014年（平成26年）４月から順次、看護師、助産師、介護福祉士など医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女子受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を開始している。同事業は、2018年度（平成30年度）の豊橋刑務支所への導入をもって、対象となる10庁全ての女子刑事施設において展開された。さらに、摂食障害を有する女子受刑者に対する治療・処遇体制を強化するため、2019年度（令和元年度）には、医療専門施設である東日本成人矯正医療センター、大阪医療刑務所及び北九州医療刑務所に全国の摂食障害女子受刑者を収容して、より効果的な治療が受けられる体制を整備するとともに、臨床心理士を配置し、専門スタッフの強化を図ることとしている。また、摂食障害治療・処遇体制の統一を図るため、これら医療専門施設に加え、全国の女子刑事施設11庁の摂食障害治療・処遇に携わる職員（医師、看護師、臨床心理士、刑務官等）に対する集合研修を実施することとしている。

少年院において、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、2017年度（平成29年度）、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（**資5-81-1**参照）を策定した。今後、同プログラムの本格運用を開始し、PDCAサイクルに基づくプログラムの展開を図ることとしている。

さらに、保護観察所において、地域社会の中でも女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、2017年度から、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設において職員を１人増配置している。

資5-81-1　女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要

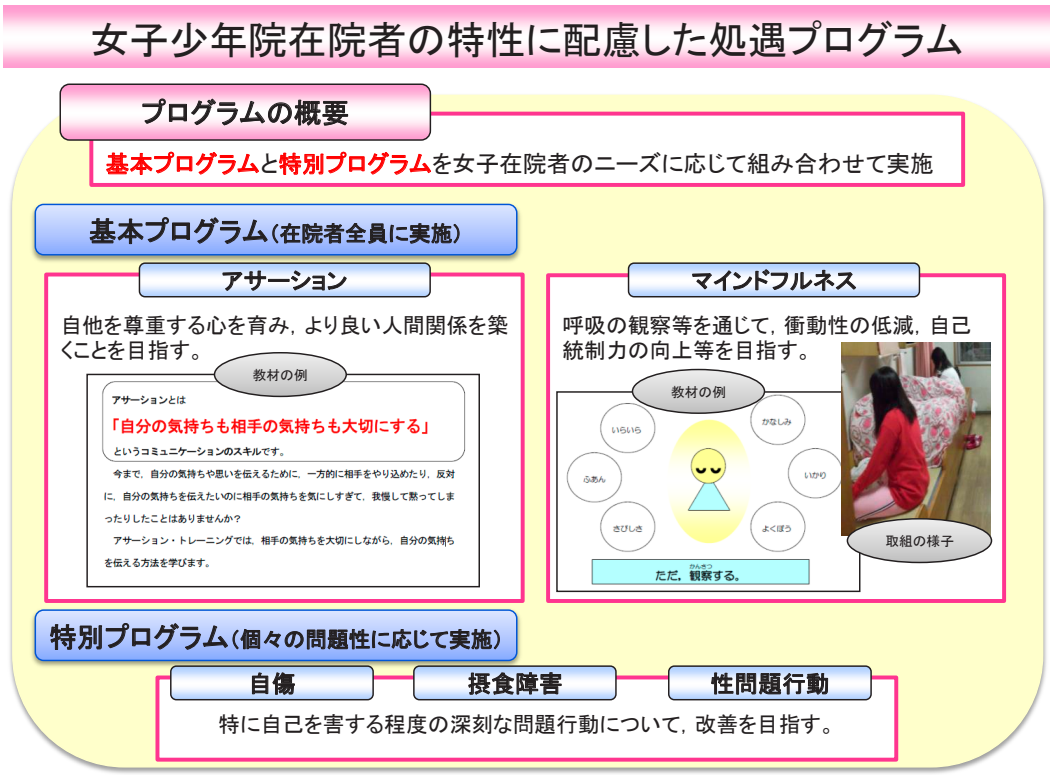

出典：法務省資料による。

Column 5　特性に応じた効果的な指導の実施等のための地域の専門家との連携

栃木刑務所では、2014年度（平成26年度）から、女子施設地域連携事業により、地域の医療・福祉等の専門家の協力を得て、女子受刑者の特性に応じた効果的な指導を図るとともに、刑務官の医療・福祉等に関する認識や知識の向上を図っている。同事業で活躍する健康運動指導士と介護福祉士から話を伺った。

●健康運動指導士　Aさん

Q　現在、工場で就業する女子受刑者に対して、健康維持のための集団運動の指導を担当していただいているほか、体調の優れない女子受刑者の相談に応じて、それぞれの体調の改善に適した運動方法の指導を担当していただいていますが、やりがい、苦労、心掛けていることを教えてください。

A　女子受刑者の中には、体調の優れない方やストレスを溜め込む方が少なくありませんが、円滑な社会復帰を図るためには、心身の健康が前提となりますので、運動を通じて、少しでも体調の維持やストレスの解消を図って欲しいと考えています。

集団運動への参加は、任意のため、当初、集団運動に興味を示さない方も多くいましたが、音楽を流してエアロビクス的な方法を採用するなどの工夫をしたところ、外国人の方や高齢者の方も含め、徐々にですが参加者が増えてきました。女子受刑者の方々から、「肩周りが痛かっ

たけど、とても楽になった。」、「足のむくみがなくなった。」などの声を聴いたときは、効果を実感することができて、とてもうれしく感じます。

Q　今後、新たに取り組んでみたい内容、アイディアはありますか。

A　女子受刑者の運動は、時間や場所の制約があるのですが、今後、体育館等の屋内を活用して、戸外では実施が難しいヨガやストレッチ運動についても、実施していきたいと思います。

健康運動指導士による指導の様子
【写真提供：栃木刑務所】

●介護福祉士　Bさん

Q　現在、高齢の女子受刑者の入浴、排せつ、移動等の介助を担当していただいているほか、刑務官に対する研修を担当していただいていますが、研修の内容について教えてください。

A　刑務官に対する研修の内容としては、高齢者の疑似体験や高齢者の介助体験があります。

　高齢者の疑似体験では、刑務官の方々に、着色メガネ、足用の重り、腰ベルトを装着して、視界の狭さや不明瞭さ、歩きづらさ、悪姿勢に伴う肩・首・腰の痛みを体験してもらいました。女子受刑者の高齢化が進んでいる反面、刑務官は若い方々も多く、高齢者の不自由さを知識として理解しても実感するのは難しいと思いますが、高齢者の疑似体験を通じて、実感してもらえたのではないかと思います。

介護福祉士による職員研修の様子
【写真提供：栃木刑務所】

　また、高齢者の介助体験については、車いすやシルバーカーを実際に利用してもらいましたが、車いすは、想像以上に段差での衝撃やスピード感がある点に配慮する必要があることを実感してもらえたのではないかと思います。また、ベッドの体起こしにおいてお互いに負担の掛からない「テコの原理」を活用した技術を習得したり、おむつ交換の体験を通じて、交換される側がどのように感じるかということを実感したりすることができたのではないかと思います。

Q　研修を行う中で心掛けていること、受講者の反応を教えてください。

A　研修効果を高めるためには、受講者の方々に関心を持ってもらうことが大切ですので、体験型の研修に力を入れていますが、受講者のアンケートでは、肯定的な意見が多く寄せられたと聞いており、私もやりがいを感じます。

　栃木刑務所では、この他にも、保健師・看護師による健康相談、助産師による助産指導や一般改善指導として家族関係講座の講義、社会福祉士による出所後の福祉サービス受給等のための個別の調整や面接など、地域の専門職種の方々による女子受刑者の特性に応じた指導等を行っており、女子受刑者や職員からも肯定的な声が多く寄せられている。

　このように、栃木刑務所における再犯防止施策を進める上で、地域の専門職種の方々の存在は、欠かせないものとなっている。

7　発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

法務省は、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程※7を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程※8 Ⅰ～Ⅴのいずれかを履修するよう指定している。2018年（平成30年）、支援教育課程Ⅰ～Ⅴのいずれかを指定された在院者は463人であった。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、2016年（平成28年）に策定した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（資5-82-1参照）を活用しているほか、2018年度からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

さらに、2015年度（平成27年度）からは、支援教育課程を置く少年院の職員に対する集合研修を実施しており、2018年度からは、その研修期間を延長し、指導体制の更なる充実・強化を図っている。

保護観察所において、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上で的確な支援を行うための研修や教材の整備を実施している。

資5-82-1　発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要

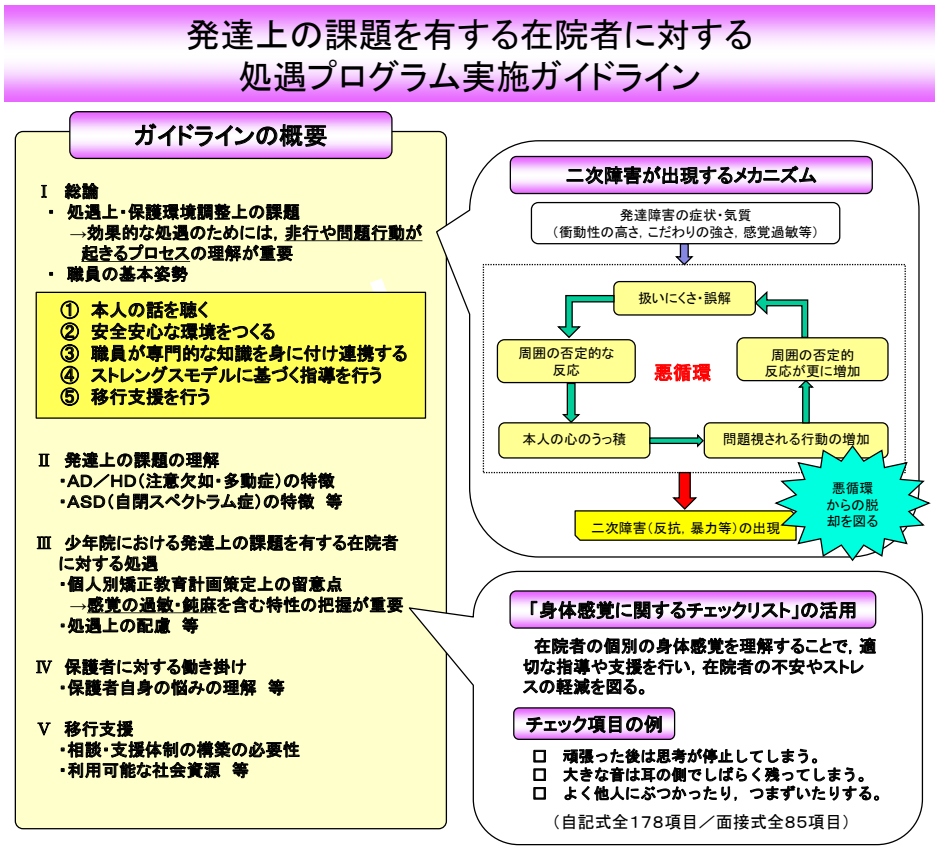

出典：法務省資料による。

※7　矯正教育課程
在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等の特性について、一定の類型に分け、その類型ごとに在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

※8　支援教育課程
障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Ⅰは知的障害、Ⅱは情緒障害若しくは発達障害、Ⅲは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、Ⅳは知的障害、Ⅴは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

8　その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

（1）各種指導プログラムの充実【施策番号83】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号68】**資5-68-1**（P81）参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号44】**資3-44-2**（P52）参照）等の特別改善指導のほか、一般改善指導（【施策番号１、２】**資2-2-1**（P15）参照）としてアルコール依存回復プログラム（**資5-83-1**参照）や暴力防止プログラム（**資5-83-2**参照）を実施している。

少年院において、2018年（平成30年）から、振り込め詐欺等の特殊詐欺に関与した少年院在院者に対し、その問題性を理解させ、再犯・再非行を防止するための指導の体制を一層充実・強化するための教材整備に向けた検討を行っている。

保護観察所において、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラム（**資5-83-3**参照）を実施している。専門的処遇プログラムには、性犯罪者処遇プログラム【施策番号68】**資5-68-2**（P82）参照）及び薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】**資3-44-3**（P54）参照）のほか、暴力防止プログラム（**資5-83-4**参照）及び飲酒運転防止プログラム（**資5-83-5**参照）の４種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針※9として設定するなどして実施している。

2018年における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員は、**資5-83-6**のとおりである。

※９　生活行動指針
保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。

資5-83-1　刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

アルコール依存回復プログラム

■ 指導の目標
自己の飲酒の問題性を理解させ，その改善を図るとともに，再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者　１　飲酒運転などの交通事犯者
  ２　飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），民間協力者（民間自助団体）等
- 指導方法　認知行動療法に基づき，グループワークの手法を用いる。
- 実施頻度等　１単元６０分から９０分，１２単元，標準実施期間：３～６か月

カリキュラム

単元	項目	指導内容
1	オリエンテーション	プログラムの目的とルールを理解し，全体の流れをつかむ。
2	サイクルを止める	飲酒のサイクルについて認識を深め，断酒を実現するための方法について知る。
3	外的引き金	外的引き金の知識を身につけ，自分の外的引き金は何かを知り，回避する方法を学ぶ。
4	内的引き金	内的引き金の知識を身につけ，自分の内的引き金は何かを知り，回避する方法を学ぶ。
5	断酒生活	断酒生活の経過イメージと各過程に生じる心身の特徴的な状態を理解する。
6	再飲酒の兆候（1）	再飲酒の兆候の知識を身につけ，自分の思考的兆候は何かを知り，対処方法を学ぶ。
7	再飲酒の兆候（2）	自分の行動的兆候は何かを知り，対処方法を学ぶ。
8	ストレスへの対処方法	ストレスと再飲酒の関係を理解し，自分のストレスの受け止め方の幅を広げる。
9	スケジュール	断酒生活の実現に向けたスケジュールを立てる。断酒生活を続ける心構えをつくる。
１０	断酒生活の維持（1）	断酒生活を継続するための要点を整理し，今後の人間関係について見直す。
１１	断酒生活の維持（2）	断酒生活を維持する対人関係の問題点について理解し，飲酒を断る対処方法や飲酒問題の解決方法を学ぶ。
１２	まとめ	これまで学習した対処方法などを整理し，断酒生活を実現させるための心構えを確立する。

出典：法務省資料による。

資5-83-2　刑事施設における暴力防止プログラムの概要

地域社会とともに開かれた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

暴力防止プログラム

■　指導の目標
1　暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう，非暴力への動機付けを高めさせる。
2　暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに，そこから抜け出し，暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
3　暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて，施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。

● 対象者　本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者
● 指導方法　認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク，ロールプレイ，課題学習，討議，個別面接等
● 実施頻度等　１回６０～９０分，全１８回，おおむね４～６か月間で実施

カリキュラム

単元	項　目	概　要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの，失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く	リラックス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき，そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ ～「MCC法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DVや児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう，対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え，その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション ～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに，ロールプレイを通した実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	
17	これまでを振り返る	プログラムを振り返り，自分の変化を確認する。

出典：法務省資料による。

資5-83-3　保護観察所における専門的処遇プログラムの概要

保護観察所における専門的処遇プログラム

性犯罪者処遇プログラム

対象：仮釈放者，保護観察付執行猶予者のうち，強制性交等，強制わいせつなどの罪を犯した者又は犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者

【平成18年から実施】

薬物再乱用防止プログラム

対象：仮釈放者，保護観察付執行猶予者のうち，指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等の罪を犯し，かつ，これら薬物の使用経験がある者

【平成20年から実施】

暴力防止プログラム

対象：仮釈放者，保護観察付執行猶予者のうち，傷害，暴行等の罪を犯し，かつ，同種の罪の前歴を有する者

【平成20年から実施】

飲酒運転防止プログラム

対象：仮釈放者，保護観察付執行猶予者のうち，飲酒運転を行った者

【平成22年から実施】

出典：法務省資料による。

資5-83-4　保護観察所における暴力防止プログラムの概要

暴力防止プログラム

暴力犯罪

暴力犯罪とは
殺人・傷害・傷害致死・暴行・逮捕又は監禁・逮捕又は監禁致死傷・強盗・強盗致死傷・暴力行為等処罰ニ関スル法律違反（うち暴行・傷害のみ）・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（うち殺人・逮捕・監禁のみ）

プログラム受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者
①保護観察に付される理由となった犯罪事実中に暴力犯罪が含まれ，かつ暴力犯罪の前歴を有する仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
※保護観察付全部猶予者の場合は，プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

②今回の刑事施設への収容中に執行された刑のうち，暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者又は保護観察付一部猶予者

DV・飲酒の問題性に応じ教育内容を追加
パートナーとの関係
飲酒の問題

プログラム内容

○ワークブックを用いて，自己の暴力について分析させ，怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促し，再び暴力を起こしそうな危機場面での対処法，対人関係の技術，暴力につながらない生活態度を習得させる。

○対処方法は，身体の状態の変化を体験させたり，対人スキルの練習，ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。

○保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し，受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
導入	暴力防止プログラムの受講に当たって プログラムの目的及び概要について説明し，事件や当時の生活を振り返らせ，受講の動機付けを高める。
1	暴力をふるうということ 行動のコントロールによって暴力を止められること，暴力の被害者のこと，暴力の責任などを学ばせる。
2	暴力につながりやすい考え方や問題 暴力に陥りやすい考え方があることを理解させ，暴力につながりにくい考え方への変化を促す。
3	私にとっての危険信号 暴力を振るいそうな場面，身体の状況などを把握させ，危機場面での具体的な対処方法を習得させる。
4	暴力をふるわないための取組 良好な対人関係のために必要な話し方や態度，ストレスへの取組等，普段からできる取組を習得させる。
5	二度と暴力をふるわないために 対処方法を整理し，二度と暴力を振るわないための具体的な再発防止計画を立てさせる。

→ 同種再犯及び重大再犯の防止

出典：法務省資料による。

資5-83-5　保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要

飲酒運転防止プログラム

プログラム受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者
保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者
※保護観察付全部猶予者の場合は，プログラム受講を特別遵守事項 に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

①危険運転致死傷（自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（第1号に限る。）及び第3条第1項）※
②酒酔い運転（道路交通法第117号の2第1号）
③酒気帯び運転（道路交通法第117号の2第3号）
④過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条）※
※アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項から第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

プログラム内容

○ ワークブックを用いて，アルコールに関する正しい知識を得るとともに，自己の飲酒状況について振り返りを行い，再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。

○ アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって，適切な措置を受けるよう働き掛ける。

○ 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し，受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
導入	オリエンテーション プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し，処遇につながる情報を入手する。
1	飲酒運転の影響について考える 飲酒運転の結果を振り返らせ，飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。
2	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ，自分とアルコールとの関係について振り返らせる。
3	アルコールのもたらす悪影響について学ぶ アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ，一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。
4	飲酒運転につながる危険な状況を知る 飲酒運転のひきがねとなることがらを特定し，そのひきがねに出会った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。
5	飲酒運転をしないための対処方法を考える 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し，これから実行していくことへの動機を高めさせる。

飲酒運転の防止

出典：法務省資料による。

資5-83-6　保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

①仮釈放者

プログラムの種類	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性犯罪者処遇プログラム	582	563	591	618	589
薬物再乱用防止プログラム	913	926	971	1,230	1,811
暴力防止プログラム	160	177	160	164	167
飲酒運転防止プログラム	205	205	188	170	186

②保護観察付全部執行猶予者

プログラムの種類	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性犯罪者処遇プログラム	318	338	348	321	299
薬物再乱用防止プログラム	357	462	444	418	418
暴力防止プログラム	124	152	114	105	103
飲酒運転防止プログラム	113	104	103	73	75

③保護観察付一部執行猶予者

プログラムの種類	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性犯罪者処遇プログラム	—	—	—	11	20
薬物再乱用防止プログラム	—	—	—	224	892
暴力防止プログラム	—	—	—	2	9
飲酒運転防止プログラム	—	—	—	3	6

注　1　法務省資料による。
　　2　「保護観察付一部執行猶予者」については、平成26年から平成28年までの該当者はいない。
　　3　「薬物再乱用防止プログラム」については、平成26年から平成28年５月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
　　4　「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。

(2) 社会貢献活動等の充実【施策番号84】

法務省は、刑事施設において、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施している。2018年度（平成30年度）は、刑事施設27庁32か所において社会貢献作業を実施した。

少年院において、全庁で特別活動指導として社会貢献活動を実施しており、公園や道路の清掃等、在院者の特性や地域社会の実情等に応じた活動を行っている（**写真5-84-1**参照）。

保護観察所において、2015年（平成27年）6月から、保護観察対象者に対し、自己有用感のかん養、規範意識や社会性の向上を図るため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（**資5-84-2**参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定したりして実施している。

写真5-84-1　少年院における社会貢献活動の様子

写真提供：法務省資料による。

2018年度末現在、社会貢献活動場所として2,039か所が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,033か所、公共の場所が772か所、その他が234か所となっている。2018年度においては1,343回の社会貢献活動を実施し、延べ2,488人が参加した。

2018年度には、これまでの社会貢献活動の処遇効果について検証し、より効果的な運用を図ることを目的として、法律、教育、福祉、心理学等の有識者を構成員とする検討会を設置し、調査・検討を行った。同検討会では、現在の活動に一定の効果が認められることが検証された一方、柔軟な活動計画の作成を可能とする制度設計を行うことや幅広く実施対象者を選定すること等の必要性が指摘された。こうした検討を踏まえ、2019年度（令和元年度）から新たな運用を開始することとしている。

資5-84-2　保護観察所における社会貢献活動の概要

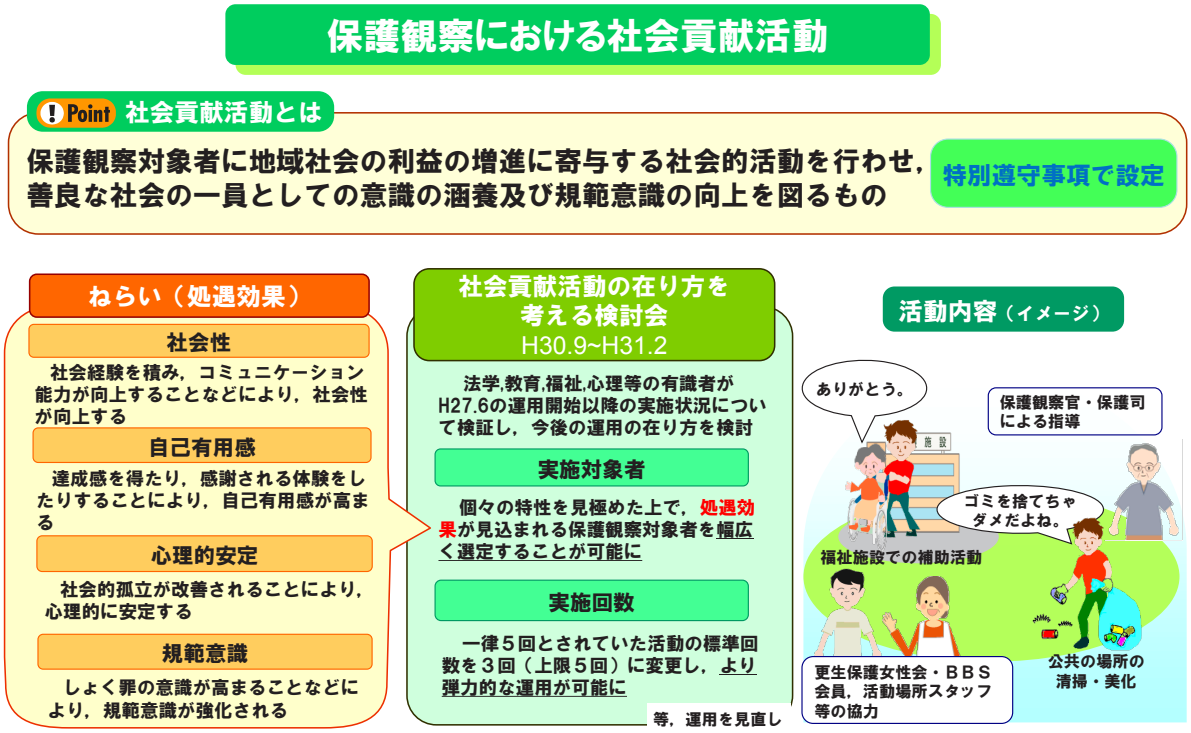

出典：法務省資料による。

(3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】

法務省は、刑事施設において、薬物依存離脱指導（【施策番号44】資3-44-2（P52）参照）の実施に当たり、ダルク※10等の民間の自助グループ※11の協力を得ているほか、他の改善指導（【施策番号83】（P93）参照）についても、被害者支援団体、福祉関係機関等職員、警察関係者、公共職業安定所職員、地方公共団体職員等の参画を得て、広く関係機関や地域社会と連携した指導を推進している。

少年院において、矯正教育の実施に当たり、近隣の自助グループを始めとする民間団体からの協力を得て、効果的な指導の実施に努めているほか、院外委嘱指導の枠組みによって、社会資源を活用した指導を実施している。

保護観察所において、保護観察対象者の特性に応じ、保護観察終了後の生活を視野に入れ、ダルク、NA※12、AA※13、GA※14といった地域の自助グループの支援につなげられるよう調整等を行っている。

また、法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）11月、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（【施策番号52】資3-52-3（P60）参照）を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を支援対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体が緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施できるよう基本的な方針を定め、2016年度（平成28年度）からその運用を開始している。

※10 ダルク
DARC：Drug Addiction Rehabilitation Center。薬物依存者の回復を支援する民間施設
※11 自助グループ
同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。
※12 NA
Narcotics Anonymous。薬物依存者の自助グループ
※13 AA
Alcoholics Anonymous。アルコール依存症者の自助グループ
※14 GA
Gamblers Anonymous。ギャンブル等依存症者等の自助グループ

9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号１、２】**資2-2-1**（P15）参照）として被害者の視点を取り入れた教育（**資5-86-1**参照）を実施し、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなどしており、2018年度（平成30年度）の受講開始人員は793人であった。

少年院において、全在院者に対し、犯罪被害者等の心情等を理解し、罪障感及び慰謝の気持ちをかん養するための被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育を実施しており、2018年は、107名が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、更生保護官署に引き継いでいる。

保護観察所において、2007年（平成19年）12月から、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）を実施しており、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底している。2018年中に、心情等を伝達した件数は180件であった。また、被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者に対し、しょく罪指導プログラム（**資5-86-2**参照）による処遇を行うとともに、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している。2018年において、しょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は382人であった。

さらに、2013年（平成25年）４月から、一定の条件に該当する保護観察対象者を法テラスに紹介し、法テラスにおいて被害弁償等を行うための法律相談を受けさせ、又は弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言を行っている。

資5-86-1　刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

被害者の視点を取り入れた教育

■　指導の目標
　自らの犯罪と向き合うことで，犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させ，被害者やその遺族等に誠意を持って対応していくとともに，再び罪を犯さない決意を固めさせる。

- 対象者　被害者の命を奪い，又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し，被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），民間協力者（被害者やその遺族等，被害者支援団体のメンバー，被害者問題に関する研究者，警察及び法曹関係者等の専門家）
- 指導方法　ゲストスピーカー等による講話，グループワーク，課題図書（被害者の手記等），役割交換書簡法　等
- 実施頻度等　１単元５０分　１２単元　標準実施期間：３～６か月

カリキュラム

項　目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。（カリキュラムの説明，動機付け）	講義
命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について，具体的に考えさせる。	講話，グループワーク，課題読書指導
被害者（その遺族等）の実情の理解	被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場，被害の状況について，様々な観点から多角的に理解させる。 ①精神的側面 ②身体的側面 ③生活全般	講話（ゲストスピーカー等），視聴覚教材の視聴，講義，課題読書指導（被害者の手記等）
罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ，客観的に自分が犯した罪の重さ，大きさを認識させる。	課題作文，グループワーク
謝罪及び弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して，謝罪や弁償の責任があるということについて自覚させる。	グループワーク，役割交換書簡法，講話（ゲストスピーカー等）
具体的な謝罪方法	具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。	グループワーク，課題作文
加害を繰り返さない決意	再加害を起こさないための具体的方策を考えさせるとともに，実行することの難しさを自覚させる。	グループワーク，視聴覚教材の視聴 講義

ゲストスピーカー

被害者について十分な知識と理解を持ち，受刑者の社会復帰に賛同している，犯罪被害者支援団体のメンバーや犯罪被害者（その家族等）を刑事施設に招へいし，受刑者に対し，被害者（その家族等）の苦しみや心の傷について話していただいている。

出典：法務省資料による。

資5-86-2　保護観察所におけるしょく罪指導プログラムの概要

しょく罪指導プログラム

対　象
○被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された者（短期保護観察及び交通短期保護観察を受けている者を除く。）
○その他，指導プログラムを実施することが必要と判断された者

目　的
対象者に，犯した罪の大きさを認識させ，悔悟の情を深めさせることを通じ，再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに，被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し，その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促す。

実施方法
保護観察官及び保護司による個別指導

内　容
導入
保護観察開始当初の面接において，指導プログラムの内容，方法等必要な事項を説示する。

課題指導
次の課題を履行させ，保護観察官又は保護司が毎回課題の内容について実施対象者と話し合う。

- 第１課題　自己の犯罪行為を振り返らせ，犯した罪の重さを認識させる。
- 第２課題　犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場，被害の状況など）を理解させる。
- 第３課題　被害者等の立場で物事を考えさせ，また，犯罪被害者等に対して，謝罪，被害弁償等の責任があることを自覚させる。
- 第４課題　具体的なしょく罪計画を策定させる。

↓

しょく罪計画の実行に向けた指導

出典：法務省資料による。

10　再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】

法務省は、再犯防止施策の推進を図るため、検察庁・矯正施設・更生保護官署がそれぞれ保有する情報を連携させたデータベースシステムである刑事情報連携データベースシステムを運用している。同システムは、検察庁、矯正管区、矯正施設及び更生保護官署が、①犯罪をした者等の過去の犯罪歴や処遇内容等を踏まえ、再犯防止に向けた指導等を一貫し継続して行うこと、②再犯の実態把握や指導等の効果検証をすることで、更に効果的な指導等の検討につなげることを目的としている。2018年度（平成30年度）には、同システムにより法務省の各機関が保有する情報を連携させることで、再犯の状況や施策の実施状況を把握するとともに、今後より効果的な指導等を検討し実施できるよう、施策の効果検証の方法について検討を進めた。

また、2019年（平成31年）４月に、矯正研修所に「効果検証センター」を新設し、矯正処遇、矯正教育、社会復帰支援、鑑別・観護処遇等に係る効果検証に加え、アセスメントツール（例えば、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）（【施策番号66】**資5-66-1**（P77）参照）、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（【施策番号66】**資5-66-2**（P78）参照））や処遇プログラムの開発及び維持管理に資する研究等を体系的に実施することとしている。

法務総合研究所において、2019年３月、研究部報告59「再犯防止対策等に関する研究」及び同60「暴力犯罪者に関する研究」を発刊した。前者では、再犯に関する受刑者の意識、各国における再犯率の状況、米国・ニュージーランドにおける再犯防止の取組に関する調査結果を踏まえ、再犯防止対策の実効性を高める要因について考察を行った。後者では、近時における暴力犯罪の動向、暴力犯罪受刑者及び暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査の実施結果、暴力犯罪者に対する刑事施設等及び保護観察所における処遇の現状等をまとめて報告している。

Column 6

保護観察所における社会貢献活動の取組について

社会貢献活動の実施に当たり、保護観察所では、保護観察対象者（以下「対象者」といいます。）の改善更生を促すため、その者の特性に応じた効果的な活動を選択できるよう、幅広い活動場所の確保に努めています。現在実施している中で比較的多いのが、福祉施設での介護補助活動や、河川等公共の場所での清掃活動ですが、その他にも、特色ある活動が多く実施されています。

ここでは、ある児童館における活動をご紹介します。

活動の概要

この社会貢献活動は、青少年の居場所作りや世代間交流に取り組んでいるボランティア団体の協力の下に行われています。この活動の特徴は、来館している児童たちと一緒に活動を行うことであり、活動に参加する対象者は、児童たちのために、花や野菜を植えているプランターの土を入れ替えたり、水やりをするのを手伝ったりします。対象者にとっては、児童や施設の職員を始めとする参加者とコミュニケーションをとる機会が多く、賑やかな雰囲気で行われています。雨天時には、児童館内で、折り紙等を用いたレクリエーション活動の補助を実施しています。

ある日の活動の光景

この日の活動は、対象者数名、保護観察官数名、そしてボランティア団体のメンバーや保護司などの更生保護関係者が参加し、総勢15名程度で実施しました。対象者のうち一人は、児童たちがスムーズに活動できるよう、土を入れ替える順番を決めるためにじゃんけんをすることを提案していました。また、別の者は、率先して、花や野菜を採るための道具を児童たちに渡していました。ある者は自分から積極的に、ある者は保護司に間を取り持ってもらいながら、児童たちや、他の参加者と交流していました。既に複数回活動に参加している対象者が、初めて参加する対象者の不安を拭うために、活動の進め方を丁寧に教えている様子も見られました。

活動終了後に行った振り返りのミーティングでは、対象者のうちの一人が、「この先、保護観察が終わって活動に参加する義務がなくなったとしても、一般のボランティアとしてまた活動に参加したい。」と意欲的な感想を発表していました。また、他の対象者も「様々な人と話せて良かった。」「優しくしてもらって嬉しかった。」といった率直で前向きな感想を話しており、活動を通して、誰かの役に立つことやたくさんの人と交流できたことを喜ぶ気持ちを持てた様子でした。

ボランティア団体代表の話

保護観察を受けている皆さんも来館している児童の皆さんも楽しそうに活動しています。そのような雰囲気の中にいることで保護観察を受けている皆さんの気持ちも和んでいるのだと思います。保護観察を受けている方が、私たち団体のメンバーが重くて運べない荷物を運んでくれたこともありました。社会貢献活動では、保護観察を受けている方の良い面が発揮され、私たちが助けられることが多くあります。どのような人も、人の役に立てることで生き生きとします。社会貢献活動をきっかけとして保護観察を受けている方と地域の方との関わりが生まれており、活動の場が、参加者の居場所となっていると感じます。

花と野菜の栽培活動の光景【写真提供：法務省】